

令和7年4月30日

各事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和5年度高齢者施設等における検査費用補助金にかかる
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日頃は、本市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
みだしのことにつきまして、貴法人が運営している介護事業所等において、令和5年度高齢者施設等における検査費用補助金を受けているため、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」をご提出いただく必要がございます。（控除税額が0円であっても提出が必要です。）

つきましては、以下のとおり必要書類を介護保険課までご提出ください。

1 提出書類

- (1) 令和5年度高齢者施設等に検査費用補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）
- (2) 添付書類
 - ① 上記(1)の「3 補助金返還相当額」がある場合
 - ア 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（第1表、第2表）
 - イ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（付表2）
 - ウ 返還額の計算書等（任意様式）
 - ② 上記(1)の「3 補助金返還相当額」が0円の場合
 - ア 別紙

※1 上記「様式第2号」及び「別紙」はNAGOYAかいごネット（事業者向けページの新着情報（令和7年4月30日））に掲載しています。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>

※2 法人単位ではなく事業所ごとに作成してください。

※3 令和5年度に市より交付された補助金にかかるものです。

※4 内容については担当税理士等にご確認ください。

2 提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和7年6月2日（月）
- (2) 提出方法（提出先） メールもしくは郵送

（次ページあり）

(3) 提出先（全サービス共通）

●メール

メール送信される場合は件名に「事業所名（検査費用補助の仕入控除税額報告）」と入力してください。

居宅指定担当	a3487@kenkofukushi.city.nagoya.l ^{エル} g.jp
--------	---

●郵送

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所健康福祉局介護保険課 居宅指定担当

お問合せ先

健康福祉局介護保険課 居宅指定担当

Tel 052-972-3487

【参考】 高齢者施設等における検査費用補助金交付要綱

（交付の条件）

第9条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- （2）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、高齢者施設等における検査費用補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。